

### 第一部 暫定期間における取決め

#### 第一節 暫定期間

第一条 この協定の適用上、暫定期間は、この協定の効力発生とともに開始し、国際連合が組織し認証する自由かつ公正な選挙によって選出された制憲議会が憲法を承認して立法議会に転換し、その後新政府が設立された時に終了する。

#### 第二節 国際連合カンボジア暫定統治機構

第二条(1) 署名国は、国際連合安全保障理事会に対し、国際連合事務総長の直接の責任の下に、文民部門及び軍事部門を有する国際連合カンボジア暫定統治機構(以下「UNTAC」という。)を設立することを要請する。この目的のために、事務総長は、彼に代わって行動する特別代表を任命する。

(2) 署名国は更に、国際連合安全保障理事会に対して、この協定が定める任務をUNTACに付与し、及び事務総長が提出する定期的な報告を通じてこの協定の実施を継続的に監視するように要請する。

#### 第三節 最高国民評議会

第三条(SNC)の性格、最高国民評議会(以下「SNC」という。)は、暫定期間においてカンボジアの主権、独立及び統一を具現する唯一の立法機関であり、権威の淵源である。

第四条自由選挙の実施 SNCの構成員は、国際連合が新しい正統政府の設立の基礎として組織し実行する自由かつ公正な選挙を実施することを約束する。

第五条対外的な代表 SNCは、暫定期間においてカンボジアを対外的に代表し、かつ国際連合、国際連合の専門機関並びにその他の国際組織及び国際会議においてカンボジアの議席を占める。

第六条(国際連合への権限の委任) SNCはここに、附

## 215 カンボジア紛争の包括的政治解決に関する協定(カンボジア・パリ協定)(抄)

署名 一九九一年一月三日(パリ)  
効力発生 一九九一年一月三日

カンボジアに関するパリ会議に参加した諸国(参加国略)は、  
国際連合事務総長の臨席の下に、  
カンボジアの主権、独立、領土の保全及び不可侵、

中立並びに国民的統一を維持し、保存し及び擁護するために、カンボジアにおける平和を回復しかつ維持し、民族和解を促進し、及び自由かつ公正な選挙を通じてカンボジア人民の自決権の行使を確保することを望み、

カンボジア紛争の包括的政治解決のみが正当かつ永続的であり、並びに地域及び国際の平和と安全に貢献するであろうことを確信し、  
カンボジアの当事者がカンボジア紛争の解決のための基礎として全体的に受諾し、後に一九九〇年九月二〇日の安全保障理事会決議六六八(一九九〇)及び一九九〇年一月十五日の総会決議四三二五によって全会一致で是認された一九九〇年八月二八日の枠組文書を歓迎し、  
一九九〇年九月一日にジャカルタにおいてカンボジアにおける唯一の立法機関及び権威の淵源としてカンボジア最高国民評議会が設立されたこと、並びにこれが暫定期間において国の主権及び統一を具現し、かつカンボジアを対外的に代表するものであることに留意し、  
一九九一年七月十七日に北京においてノロドム・シハヌーク殿下が全会一致で最高国民評議会の議長に選出されたことを歓迎し、  
国際連合の役割の向上は、文民部門及び軍事部門を有しかつカンボジアの主権を完全に尊重して活動する国際連合カンボジア暫定統治機構(UNTAC)の設立を必要とすることを承認し、  
(諸会議の期日及び場所略)の終結に当たって行われた諸声明に留意し、  
一九九一年一月十六日のカンボジアに関する安全保障理事会決議七一九(一九九一)を歓迎し、  
カンボジアの悲劇的な近年の歴史は、人権の保障を確保し、並びに過去の政策及び慣行の再現の防止を確保するための特別な措置を必要とすることを承認し、  
次のとおり合意した。

属書一が定めるようにこの協定の実施を確保するために必要なすべての権限を国際連合に委任する。  
自由かつ公正な選挙を導く中立的な政治環境を確保するため、選挙の結果に直接の影響を及ぼすことができる行政省庁、機関及び官署は、国際連合の直接の監視又は管理の下に置く。このことに関しては、対外問題、国防衛、財政、公安及び広報に特別の注意を払う。これらの問題の重要性を反映するために、UNTACは、これらの問題について責任を負う機関の厳格な中立を確保するために必要なすべての管理を行う必要がある。国際連合は、SNCと協議して、国における正常な日常生活を確保するために引続き活動することができ、省庁、機関及び官署を確認する。

第七条(SNC、UNTAC及び行政機構の関係) SNC、UNTAC及び既存の行政機構の関係は、附属書一が定める。

#### 第四節 外国軍隊の撤退及びその検証

第八条 この協定の効力発生に伴って直ちに、カンボジアに残存するすべての外国の軍隊、顧問及び軍事要員は、武器、弾薬及び装備とともにカンボジアから撤退し、再来してはならない。このような撤退及び再来の禁止は、附属書二に従ってUNTACの検証の対象とする。

#### 第五節 停戦及び外部の軍事援助の停止

第九条(停戦) その暫定的な監視、停戦は、この協定が効力を発生する時に効力を生ずる。すべての軍隊は、直ちに交戦を止め、並びにすべての敵対行為及びその支配区域を越え又は戦闘の再開をもたらすようなすべての展開、移動若しくは行動を差し控える。  
署名国はここに、国際連合安全保障理事会に対して、UNTACの軍事部門がこれを監視し、観察し及び検証する立場に立つまでの間、事務総長がこの

過程を援助するために仲介を提供するよう求めることを要請する。

第一〇条(外部の軍事援助の停止) この協定の効力発生に伴い、カンボジアのすべての当事者に対する外部からのすべての軍事援助は、直ちに停止する。

第一一条(軍事取決めの目的及び詳細) 暫定期間における軍事的取決めの目的は、この協定の目的を強化し及び戦争の再開を防止するために安全状態を安定させ及び紛争当事者の信頼を醸成することにあるものとする。

停戦及び国際連合UNTACによる監視、観察及び検証に関する詳細な規定は、外国軍隊の撤退の検証並びに暫定期間におけるすべてのカンボジア軍隊及びそれらの武器の再集結、収容及び最終的な配備の検証を含めて、附属書一C節及び附属書二に定める。

#### 第二部 選挙

第一条(自由な選挙) カンボジアの人民は、制憲議会の自由かつ公正な選挙を通じてその政治的将来を決定する権利を有する。制憲議会は、第二三条に従って新しいカンボジア憲法を起草しかつ承認し、並びに立法議会に転換する。立法議会は、新しいカンボジア政府を設立する。この選挙は、中立的な政治環境においてカンボジアの国の主権を完全に尊重して、国際連合の主権の下に行う。

第一三条(UNTACの責任) UNTACは、附属書一D節及び附属書三に基づき、この選挙の組織及び実施に責任をもつ。

第一四条(選挙結果の尊重) すべての署名国は、国際連合が自由かつ公正と認証した場合において、この選挙の結果を尊重することを約束する。

#### 第三部 人権

第一五条(人権尊重に関する約束) I カンボジアに

おけるすべての個人並びにカンボジア人の難民及び避難民は、世界人権宣言及びその他の関連国際人権文書に具現される権利及び自由を享受する。

2 この目的のために、

(a) カンボジアは、次のことを約束する。  
— カンボジアにおいて人権及び基本的自由の尊重及び遵守を確保すること。  
— 人権及び基本的自由を助長し保護する活動を行うすべてのカンボジア市民の権利を支持すること。

— 過去の政策及び慣行が再現することを決して許さないように確保するための効果的な措置をとること。  
(b) この協定のその他の署名国は、とりわけ人権侵害の再現を阻止するために、関連人権文書及び国際連合総会の関連決議に具現される人権及び基本的自由のカンボジアにおける尊重及び遵守を助長し奨励することを約束する。

第一六条(UNTACの責任) UNTACは、附属書一E節に基づき暫定期間において、人権の尊重が確保される環境を助長する責任を有する。

第一七条(人権委員会の任務) 暫定期間の終了の後は、国際連合人権委員会が、必要な場合には特別報告者の任命を含めて、カンボジアにおける人権状況の緊密な観察を継続すべきである。特別報告者は、その調査結果を毎年委員会及び総会に対して報告する。

#### 第四部 国際的保障

第一八条 別個の協定が定めるカンボジアの主権、独立、領土の保全及び不可侵、中立並びに国民的統一を、カンボジアは、維持し、保存し及び擁護することを約束し、他の署名国は、これらを承認しかつ尊重することを約束する。

第五部 難民及び避難民

第一九条(帰還等の条件の創出) この協定の効力発生に伴い、カンボジア人の難民及び避難民の自発的帰還並びに平和的統合に導くような政治的、経済的及び社会的諸条件をカンボジアにおいて創出するために、すべての努力を行う。

第二〇条(帰還等の権利)(1) カンボジアの国外にあるカンボジア人の難民及び避難民は、カンボジアに帰還し及びいかなる種類の脅迫又は強制もなしに安全に危険なくかつ尊厳のうちに生活する権利を有する。

(2) 署名国は国際連合事務総長に対して、附属書四に定める難民及び避難民の帰還に関する指針及び原則に従い、包括的政治解決の不可分の一部としてかつ事務総長特別代表の全体的な権威の下に、カンボジア人の難民及び避難民の安全かつ尊厳のうちの帰還を促進するように要請する。

第六部 捕虜及び文民被拘禁者の解放(略)

第二一条(捕虜と文民被拘禁者の解放)

第二二条(「文民被拘禁者」の定義)

第七部 カンボジアの新憲法の諸原則

第二三条 人権及び基本的自由に関する原則並びにカンボジアの中立の地位に関する原則を含むカンボジアの新憲法に包含される基本的な諸原則は、附属書五に定める。

第八部 復興及び再建(略)

第九部 最終規定

第二五条(紛争の解決)

第二六条(非署名国等への協力要請)

第二七条(国際連合に対する協力)

(略)

第二八条(この協定の順守)(1) 署名国は、この協定において引受けた義務を誠実に遵守し、かつUNTA Cがその任務の遂行上必要とする情報の提供を含めて国際連合に完全な協力を行う。  
(2) SNCの構成員がカンボジアのために行う署名によつて、すべてのカンボジアの当事者及び軍隊は、この協定の諸条項に拘束される。

第二九条(パリ会議共同議長による措置)

(略)

第三〇条(効力発生)

(略)

第三一条(加入)

(略)

第三二条(被寄託者)

(略)

附属書一 UNTA Cの任務  
附属書二 撤退、停戦及び関連措置  
附属書三 選挙  
附属書四 カンボジア人の難民及び避難民の帰還  
附属書五 カンボジア新憲法の諸原則

